

※ この契約書案は平成20年度のもので、平成21年度契約についてはこれと変更となる可能性がありますので、ご了承ください。

## 委託契約書(案)

支出負担行為担当官農林水産技術会議事務局長 ○○ ○○ (以下「甲」という。)と○○○○ ○○○○ (以下「乙」という。)は、平成20年度新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業委託事業(新規課題) (以下「委託事業」という。)の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

(実施する委託事業)

第1条 甲は、次の委託事業の実施を乙に委託し、乙は、その成果を甲に報告するものとする。

(1) 委託事業名

平成20年度新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業委託事業(新規課題)

(2) 委託事業の内容及び経費

別添委託事業計画書(別紙様式第1号)のとおり

(3) 履行期限

平成 年 月 日

(委託事業の遂行)

第2条 乙は、委託事業を、別添の委託事業計画書に記載された計画に従って実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

(委託費の限度額)

第3条 甲は、委託事業に要する費用(以下「委託費」という。)として、金○○円(うち消費税及び地方消費税の額○円)を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

(注)「消費税及び地方消費税の額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託費の額に105分の5を乗じて得た金額である。

2 乙は、委託費を別添の委託事業計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

(契約保証金)

第4条 会計法(昭和22年法律第35号)第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第3号の規定により免除する。

(試験研究調査委託)

第5条 乙は、この委託事業達成のため、委託事業の一部を第三者に委任することを必要とするときは、別紙「委託事業の試験研究調査委託に関する特約条項」に従って行うものとする。

(実績報告)

第6条 乙は、委託事業が終了したとき(委託事業を中止し、又は廃止したときを含む。)は、委託事業の成果を記載した委託事業実績報告書(別紙様式第2号)正副2部を甲に提出するものとする。

(検査)

第7条 甲は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく当該委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうか検査を行うものとする。なお、必要に応じて、その他関係書類を提出させ、又は実地に検査を行うものとする。

(委託費の額の確定)

第8条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該委託事業が契約の内容に適合すると認めるときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

- 2 前項の委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と第3条第1項に規定する委託費の限度額のいずれか低い額とする。
- 3 乙が別添の委託事業計画書に2以上の研究課題が記載されている場合における第1項の委託額の確定額は、研究課題毎に委託事業に要した経費の実支出額と委託事業計画書の2の収支予算の支出の部予算額のいずれか低い額の合計額とする。

#### (委託費の支払)

- 第9条 甲は、前条の規定により委託費の額が確定した後、乙からの適法な請求書を受領した日から30日以内にその支払を行うものとする。
- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、概算払の財務大臣との協議が調った場合においては、乙の請求により概算払をすることができるものとする。
  - 3 乙は、前二項の規定による委託費の請求をするときは、請求書（別紙様式第3号）正副2部を甲に提出するものとする。

#### (過払金の返還)

- 第10条 乙は、既に支払を受けた委託費が、第8条第1項の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

#### (委託事業の中止等)

- 第11条 乙は、天災地変その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難となったときは、委託事業中止（廃止）申請書（別紙様式第4号）正副2部を甲に提出し、甲乙協議の上、契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。
- 2 前項の規定により契約を解除するときは、前三条の規定に準じ精算するものとする。

#### (計画変更の承認)

- 第12条 乙は、前条に規定する場合を除き、別添の委託事業計画書に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、委託事業計画変更承認申請書（別紙様式第5号）正副2部を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、委託事業計画書の2の収支予算における研究課題毎の支出の部の区分の欄に掲げる費目（試験研究調査委託費を除く。）の相互間（直接経費から間接経費への流用を除く。）における30%以内の流用については、この限りではない。
- 2 甲は、前項の承認をするときは、条件を付することができる。

#### (契約の解除等)

- 第13条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

#### (違約金)

- 第14条 甲は、前条の規定により契約を解除するときは、乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

#### (談合等の不正行為に係る解除)

- 第15条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第13項若しくは第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第16条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(特許権等)

第17条 甲は、この委託事業に係る技術に関する研究の成果に係る次の各号に掲げる権利等(以下「特許権等」という。)を乙から承継するものとする。

- (1) 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
- (2) 実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権
- (3) 意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権
- (4) 回路配置利用権の設定の登録を受ける権利又は回路配置利用権
- (5) 品種登録を受ける地位又は育成者権
- (6) 著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)

(特許権等の帰属)

第18条 前条の規定にかかわらず、乙があらかじめ確認書(別紙様式第6号)を甲に提出した場合、特許権等については、甲は、その特許権等を乙から承継しないことができるものとする。ただし、乙が、次の各号に掲げる事項について、履行していないと甲が認める場合には、乙は、当該特許権等を無償で甲に譲り渡すものとする。

- (1) この委託事業に係る研究の成果が得られた場合には、乙は、遅滞なく、甲にその旨を報告すること。
- (2) 甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、乙は、無償で当該特許権等を利用する権利を甲に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないこと

について正当な理由が認められない場合において、甲が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、乙は、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。

2 乙は、前項ただし書きの規定により、当該特許権等は無償で甲に譲り渡す際に、特許権等を出願している場合は、甲へ名義変更を行い、特許権等を取得している場合は、甲へ特許権等を移転するものとする。なお、名義変更等により発生する費用は乙が負担する。

#### (著作権等の利用)

第19条 乙は、第18条第1項の規定にかかわらず、委託事業により納入された著作物に係る著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲において、甲が利用する権利及び甲が第三者に利用を許諾する権利を、甲に許諾したものとする。

2 乙は、甲及び甲が許諾した第三者による利用について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

3 乙は、委託事業の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託事業による成果である旨を明示するものとする。

#### (特許権等の報告)

第20条 乙は、この委託事業の成果に係る特許権等の出願又は申請を行った場合には、特許権等出願通知書（別紙様式第7号）により、当該出願等について設定の登録等を受けた場合には、特許権等通知書（別紙様式第8号）又は著作物通知書（別紙様式第9号）により、それぞれ遅滞なく甲に報告しなければならない。

2 乙は、委託業務により作成し甲に納入する著作物については、当該著作物の納入後遅滞なく著作物通知書（別紙様式第9号）を甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則第23条第6項及び同規則様式26備考24等を参考にして、当該出願書類に国の委託に係る研究の成果に係る出願である旨の記載をしなければならない。

#### (特許権等の譲渡)

第21条 乙は、この委託事業の成果に係る特許権等を甲以外の第三者に譲渡する場合には、当該譲渡を行う前に、事前協議書（別紙様式第10号）を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。また、前三条、次条及び第23条に規定する甲に対する義務を当該第三者に約させなければならない。

#### (特許権等の実施許諾)

第22条 乙は、この委託事業の成果に係る特許権等について、甲以外の第三者に許諾する場合には、事前協議書（別紙様式第11号）を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。また、必要に応じて第18条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

2 乙は、この委託事業の成果に係る特許権等について、国外で実施する場合には、事前協議書（別紙様式第12号）を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。

#### (特許権等の放棄)

第23条 乙は、この委託事業の成果に係る特許権等を放棄する場合には、当該放棄を行う前に、事前協議書（別紙様式第13号）を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。また、甲又は甲が認める第三者が求める場合には、無償で当該特許権等をその者に譲り渡すものとする。なお、名義変更等により発生する費用は、当該特許権等を譲り受ける者が負担するものとする。

#### (職務発明規程の整備)

第24条 乙は、この契約の締結後速やかに従業者又は役員（以下「従業者等」という。）が行った発明等が委託業務を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業者等の職務に属する場合には、その発明等に係る特許権等が乙に帰属する旨の契約をその従業者等と締結し、又はその旨を規定する職務発明規程等を定めなければならない。ただし、乙が特許権等を従業者等から乙に承継させる旨の契約を乙の従業者等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらを委託業務に適用で

きる場合はこの限りではない。

(優先的利用の許諾)

第25条 甲が乙から承継した特許権等を、乙が優先的に利用しようとするとき又は乙の指定する第三者に優先的に利用させようとするときは、乙は、甲乙協議の上締結する優先的利用の許諾に関する契約書に基づき、甲の許諾を受けなければならない。

2 優先的利用の許諾の期間は、優先的利用の許諾に関する契約の締結の日から5年を超えないものとする。ただし、特許権等の利用に当たって法令の規定等により官公署の許可を必要とする場合又は当該特許権等の利用による商品化等に長期間の日数を要する場合であって、許諾期間の延長が必要であると認めるときは、甲は、当該許可に要した期間に相当する期間又は当該商品化等に要する期間について2年間（育成者権にあつては、特に必要と認められる場合には5年間）を限度として延長することができる。

3 甲は、次の場合には当該許諾期間を短縮し、又は当該許諾を取り消すことができるものとする。

(1) 乙が正当な理由なく1年以上当該特許権等を利用しないとき。

(2) 利用に係る当初の目的から明らかに逸脱したとき。

(3) 農林畜水産業の改良発達、農山漁家の福祉の増進及び国民食料の安定的供給の観点から当該許諾期間の短縮又は取消しが必要となったとき。

(物品管理)

第26条 乙は、委託費により購入した物品を、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 委託事業終了後、前項に規定する物品のうち返還を要する物品を甲が指定したときは、乙は、甲の指示により当該物品を返還するものとする。

(委託事業の調査)

第27条 甲は、必要に応じ、乙に対し、実績報告書における委託費の精算に係る審査時その他の場合において、委託事業の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について所要の調査報告を求め、又は実際に調査することができるものとし、乙はこれに応じなければならないものとする。

(帳簿等)

第28条 乙は、委託事業に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額をその都度記載し、又は記録し、その出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類又は証拠物を、事業終了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(普及・事業化等への協力)

第29条 乙は、甲が行う当該委託事業に関して、その目指す内容、得られた成果に係る普及・事業化及び国民理解の促進に関する取組に積極的に協力し、委託事業の成果が国民に還元されるよう努めるものとする。

(追跡調査)

第30条 甲は、成果公表から1年以上6年未満となる委託事業の成果を対象とし、成果の普及・活用状況について（別紙様式第14号により）乙に報告を求めることができるものとする。

(秘密の保持)

第31条 乙は、委託事業に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、第20条に規定する著作物通知書を甲に提出せず、この委託事業の成果に係る著作権を甲へ承継した場合には、この委託事業に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧若しくは貸出しをしてはならない。

(個人情報に関する秘密保持等)

第32条 乙及びこの委託事業に従事する者（従事した者を含む。以下「委託事業従事者」という。）は、この委託事業に関して知り得た個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、そ

れにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。以下同じ。)を委託事業の遂行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。

- 2 乙及び委託事業従事者は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 3 前二項については、この委託事業が終了した後においても同様とする。

(個人情報の複製等の制限)

第33条 乙は、委託事業を行うために保有した個人情報について、き損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ委託事業の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出ししてはならない。

(個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応)

第34条 乙は、保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

(委託事業終了時における個人情報の消去及び媒体の返却)

第35条 乙は、委託事業が終了したときは、この委託事業において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、甲より提供された個人情報については、返却しなければならない。

(個人情報の保護)

第36条 甲は、この委託事業における研究受託者の研究課題データのほか、研究者の個人情報を取扱う際にはプライバシーの保護に十分に配慮し、法令その他の規範を遵守するものとする。

(事故の報告)

第37条 乙は、この委託事業において毒物等の滅失や飛散など、人体等に影響を及ぼす恐れがある事故が発生した場合は、その内容を直ちに甲へ報告しなければならない。

(疑義の解決)

第38条 前各条のほか、この契約に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、甲乙協議の上解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

委託者(甲) 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

支出負担行為担当官  
農林水産技術会議事務局長 ○○ ○○ 印

受託者(乙) ○○○○○○○○

○○○○ ○○○ ○○○○ 印

## 別 紙

### 委託事業の試験研究調査委託に関する特約条項

#### (目的)

第1条 本特約条項は、乙が委託事業をより効果的に遂行するため、委託事業の一部を試験研究調査委託する場合の取扱いについて定めることを目的とする。

#### (試験研究調査委託の範囲)

第2条 試験研究調査委託は委託契約書（以下「契約書」という。）第1条第2号に定める委託事業の内容の範囲を超えてはならない。

#### (試験研究調査委託の条件)

第3条 乙は、甲の承認を受け、この委託事業を第三者に試験研究調査委託する場合は、個人情報の取扱いに関して 必要かつ適切な監督を行い、契約書第32条から第35条までに規定する甲に対する義務を当該第三者に約させなければならない。

#### (報告書)

第4条 乙は、契約書第6条に定める委託事業実績報告書を事業の履行期限までに試験研究調査委託先より提出させなければならない。

#### (試験研究調査委託事業計画の変更等)

第5条 乙は、委託事業計画書の5試験研究調査委託事業計画を変更しようとするときは、契約書第12条に定める委託事業計画変更承認申請書によりあらかじめ甲の承認を得なければならない。

第6条 乙は、この委託事業達成のため、再々委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託の相手方の氏名又は名称、住所及び業務の範囲を記載した書面を、速やかに甲に届け出なければならない。

第7条 乙は、試験研究調査委託の変更に伴い再々委託の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第5条の変更の承認の後、速やかに前条の書面を変更し、甲に届け出なければならない。

第8条 甲は、前二条の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。

#### (特許権等)

第9条 契約書第17条から第24条までの規定は、試験研究調査委託の結果生じた特許権等について準用する。ただし、特許権等の持分については、乙が試験研究調査委託先との協議の上、別途定めることができる。

なお、試験研究調査委託先が予め優先的利用を求めている場合には、第25条の規定についても準用する。

#### (物品管理)

第10条 契約書第26条の規定は、試験研究調査委託により取得される物品について準用する。

#### (事故の報告)

第11条 契約書第37条の規定は、試験研究調査委託先で発生した事故についても準用する。ただし、甲への報告は、乙から報告することとする。

別紙様式第1号

委 託 事 業 計 画 書

1 事業内容

ア 事業実施方針（研究目標）及び研究（調査）内容

平成20年度新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業委託事業（新規課題）実施要領に基づき委託事業を実施する。（課題番号：20\*\*）

イ 事業実施期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

ウ 担当者

課題番号20\*\*：○○○・○○・○○○○

エ 研究及び報告の方法

受託者が事業を終了したときは、実績報告書2部を作成し、当該事業に係る委託者に平成 年 月 日までに報告すること。

2 収支予算

収入の部

区 分	予 算 額	備 考
国庫委託費	円 ○○	うち消費税及び地方消費税の額 ○円 (内 訳) 課題番号 金 額 20** ○○円

支出の部

課題番号：20\*\* ×××の確立

区 分	予 算 額	備 考
直接経費	円 ○○	人件費 ○○円 謝金 ○○円 研究員旅費 ○○円 委員旅費 ○○円 試験研究費 ○○円 (うち賃金 ○○円) 消費税相当額 ○円 (人件費、謝金及び賃金の消費税等)
間接経費	○○	直接経費の30%以内
試験研究調査委託費	○○	試験研究調査委託 ○件
計	○○	



3 物品購入計画（物品の購入がある場合）

品名	規格	員数	購入予定		使用目的	備考
			単価	金額		
			円	円		

4 支払計画（概算請求限度額）

第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期
円 〇〇	円 〇〇	円 〇〇	円 〇〇

5 試験研究調査委託事業計画

ア 委託事業名

別紙のとおり

イ 委託する理由

別紙のとおり

ウ 委託先

別紙のとおり

エ 委託の内容、委託の限度額

別紙のとおり

オ 委託の期間

開始(予定) 平成 年 月 日

完了 平成 年 月 日

カ 結果の報告及び取扱い

結果の報告は、報告書によるものとする。

5 試験研究調査委託事業計画

(課題番号2000) × × × の確立

ア 委託事業名	イ 委託する理由	ウ 試験研究調査委託先		エ 委託の内容
平成20年度新たな農林水産政策を推進する 実用技術開発事業委託 事業(新規課題)	〇〇〇に必要な施設及び 〇〇〇に関する高度な知識を 有する者を有しており、委託 する事により研究の加速化、 効率化が図られる。	住所	〇〇県〇〇市大手町1	1「〇〇における△△の確立」のうち、(2)「〇〇の開発」において、△△を行う。  委託費の限度額： 〇千円
		名称	〇〇県	
平成20年度新たな農林水産政策を推進する 実用技術開発事業委託 事業(新規課題)	△△△に必要な施設及び △△△に関する高度な知識を 有する者を有しており、委託 する事により研究の加速化、 効率化が図られる。	住所	〇〇県〇〇市〇〇町	1「〇〇における△△の確立」のうち、(3)「〇〇の試作」において、△△を行う。  委託費の限度額： 〇千円
		名称	〇〇〇株式会社〇〇研究所	
平成20年度新たな農林水産政策を推進する 実用技術開発事業委託 事業(新規課題)	△△△に必要な施設及び △△△に関する高度な知識を 有する者を有しており、委託 する事により研究の加速化、 効率化が図られる。	住所	〇〇県〇〇市〇〇町	2「〇〇〇の策定」のうち、(1)「△△△の解明」において、××を行う。  委託費の限度額： 〇千円
		名称	国立大学法人〇〇大学	

別紙様式第2号

平成 年度〇〇委託事業実績報告書

番 年 月 号 日

支出負担行為担当官  
 農林水産技術会議事務局長 殿  
 (官署支出官  
 農林水産省大臣官房経理課長 殿)

(受託者)  
 住 所  
 氏 名

印

平成 年 月 日付け契約のこのことについて、下記のとおり、事業を実施したので、委託契約書第6条の規定により、その実績を報告します。  
 (なお、併せて委託費金 円也の支払を請求します。)

記

- 1 事業の実施状況
  - ア 事業項目及び研究対象
  - イ 事業実施期間
  - ウ 担当者
  - エ 事業の成果（又はその概略）
  - オ 事業成果報告書の配布実績等

2 収支精算  
 収入の部

区 分	精 算 額	予 算 額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
国庫委託費					うち消費税及び地方消費税の額 円
計					

支出の部

区 分	精 算 額	予 算 額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
計					

- (注) 1 備考欄には、精算の内訳を記載のこと。  
 2 再委託先がある場合は、契約書の写しを添付すること。

### 3 物品購入実績（物品を購入した場合）

品名	規格	員数	購入実績		使用目的	備考
			単価	金額		
			円	円		

（注1）物品購入計画に掲げたもののほか、記載する品名は、物品購入計画の場合と同様とする。

（注2）契約時の物品購入計画に掲げたもの以外の購入物品があった場合には、購入することとなった理由を備考欄に記載する。

別紙様式第3号

平成 年度〇〇委託事業委託費 <sup>概算払</sup> <sub>精算払</sub> 請求書

番 号  
年 月 日

官署支出官  
農林水産省大臣官房経理課長 殿

(受託者)

住 所  
氏 名

印

平成 年 月 日付け契約の平成 年度〇〇事業について、下記により委託費金 円也  
を <sup>概算払</sup> <sub>精算払</sub> により支払されたく請求します。

記

区 分	国庫委託費	既 受 領 額		今 回 請 求 額		残 高		事業完了 予 定 年 月 日	備 考
		金 額	出来高	金 額	〇月〇日 現在(予定)出来 高	金 額	〇月〇日 現在(予定)出来 高		
	円	円	%	円	%	円	%		

(注) 精算払請求の場合については、実績報告書に併記することにより請求書に代えることができるものとする。

別紙様式第4号

平成 年度〇〇委託事業中止（廃止）申請書

番 年 月 号 日

支出負担行為担当官  
農林水産技術会議事務局長 殿

(受託者)  
住 所  
氏 名

印

平成 年 月 日付け契約の平成 年度〇〇委託事業について、下記により中止（廃止）したいので、委託契約書第11条第1項の規定により申請します。

記

- 1 委託の中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）しようとする以前の研究実施状況
  - ア 研究について
  - イ 経費について
 経費支出状況

経費の区分	〇月〇日現在支出済額	残 額	支出予定額	中止（又は廃止）に伴う不用額	備 考

- 3 中止（廃止）後の措置
  - ア 事業について
  - イ 経費について
  - ウ 経費支出予定明細

経 費 の 区 分	支 出 予 定 金 額	算 出 基 礎 (名称、数量、単価、金額)

別紙様式第5号

平成 年度〇〇委託事業計画変更承認申請書

番 号  
年 月 日

支出負担行為担当官  
農林水産技術会議事務局長 殿

(受託者)

住 所  
氏 名

印

平成 年 月 日付け契約の平成 年度〇〇委託事業について、下記のとおり変更したいので、委託契約書第12条の規定により承認されたく申請します。

記

1 変更の理由

2 変更する事業計画又は事業内容

3 変更経費区分

(注) 記載方法は、別に定めのある場合を除き、委託事業計画書の様式を準用し、当初計画と変更計画を明確に区分して記載のこと。

農林水産技術会議事務局長 殿

住 所

氏 名

印

△△（以下「乙」という。）は、農林水産技術会議事務局長（以下「甲」という。）に対し下記の事項を約する。

記

- 1 乙は、甲からの委託を受けて行う・・・に関する研究に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、当該委託契約書の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
- 2 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその利用を明らかにして求める場合には、無償で当該委託事業の成果に係る特許権等を利用する権利を甲に許諾する。
- 3 乙は、当該特許権等を相当期間（明確な期間を希望する場合には3年間）活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾する。
- 4 乙は、上記2に基づき甲に当該特許権等を利用する権利を許諾した場合には、甲の円滑な権利の利用に協力する。
- 5 乙は、甲が上記3に基づき、当該特許権等を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には、遅滞なく、理由書を甲に提出する。



番 号  
年 月 日

農林水産技術会議事務局長 殿

住 所

氏 名

印

平成 年 月 日付け委託契約に基づく開発項目「 」について、下記のとおり特許権等の出願を行いましたので、委託契約書第20条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 出願国
- 2 出願に係る特許権等の種類
- 3 発明等の名称
- 4 出願日
- 5 出願番号
- 6 出願人
- 7 代理人
- 8 優先権主張

番 号  
年 月 日

農林水産技術会議事務局長 殿

住 所

氏 名

印

平成 年 月 日付け委託契約に基づく開発項目「 」に係る特許権等の登録等の状況について委託契約書第20条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 出願等に係る特許権等の種類
- 2 発明等の名称
- 3 出願日
- 4 出願番号
- 5 出願人
- 6 代理人
- 7 登録日
- 8 登録番号

著作物通知書

番 号  
年 月 日

農林水産技術会議事務局長 殿

住 所

氏 名

印

平成 年 月 日付け委託契約に基づく開発項目「 」に係る著作物について委託契  
約書第20条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 著作物の種類
- 2 著作物の題号
- 3 著作者の氏名（名称）
- 4 著作物の内容

別紙様式第10号

平成 年度〇〇委託事業に係る特許権等 譲 渡 事前協議書

番 号  
年 月 日

農林水産技術会議事務局長 殿

住 所

氏 名

印

この度、本委託事業の成果に係る特許権等につき甲以外の第三者に譲渡する予定ですので、委託契約書第21条の規定に基づき、下記の事項について事前に協議します。

記

- 1 特許権等の名称及び権利期間
- 2 特許権等を譲渡する相手方
- 3 特許権等を譲渡する比率
- 4 特許権等を譲渡する理由
- 5 特許権等を譲渡することにより見込まれる効果等
- 6 特許権等の譲渡予定年月日
- 7 特許権等の特許権者が2以上の場合、各共有者の承諾の有無
- 8 特許権等のこれまでの実施許諾について
  - ①相手先
  - ②実施期間
  - ③許諾料収入

(添付書類)

譲渡契約書(案) (写)

番 年 月 日  
号 日

農林水産技術会議事務局長 殿

住 所

氏 名

印

この度、本委託事業の成果に係る特許権等につき甲以外の第三者に実施許諾する予定ですので、委託契約書第22条第1項の規定に基づき、下記の事項について事前に協議します。

記

- 1 特許権等の名称及び権利期間
- 2 特許権等の実施許諾の種類（専用実施権の場合は特許権等の登録年月日を記述）
- 3 特許権等を実施許諾する相手方
- 4 特許権等を実施許諾する理由
- 5 特許権等を実施許諾することにより見込まれる効果等
- 6 許諾契約予定年月日
- 7 実施契約期間
- 8 特許権等のこれまでの実施許諾について
  - ①相手先
  - ②実施期間
  - ③許諾料収入
- 9 特許権等の特許権者が2以上の場合、各共有者の承諾の有無

（添付書類）

1. 実施契約書（案）（写）
2. 実施料算定内訳書（写）
3. 実施に係る事業計画書（写）

農林水産技術会議事務局長 殿

住 所

氏 名

印

この度、本委託に係る特許権等につき国外で実施する予定ですので、委託契約書第22条第2項の規定に基づき、下記の事項について事前に協議します。

記

- 1 特許権等の名称及び権利期間
- 2 特許権等を実施する者
- 3 特許権等を実施する場所
- 4 特許権等を国外で実施する理由
- 5 特許権等を国外で実施することにより見込まれる効果等
- 6 特許権等の実施予定年月日
- 7 特許権等の特許権者が2以上の場合、各共有者の承諾の有無
- 8 特許権等のこれまでの実施許諾について
  - ①相手先
  - ②実施期間
  - ③許諾料収入

別紙様式第13号

平成 年度〇〇委託事業に係る特許権等 放 棄 事前協議書

番 号  
年 月 日

農林水産技術会議事務局長殿

住 所

氏 名

印

この度、本委託事業の成果に係る特許権等につき放棄する予定ですので、委託契約書第23条の規定に基づき、下記の事項について事前に協議します。

記

- 1 特許権等の名称及び権利期間
- 2 特許権等を放棄する理由
- 3 特許権等の放棄予定年月日
- 4 特許権等登録年月日
- 5 特許権等のこれまでの実施許諾について
  - ①相手先
  - ②実施期間
  - ③許諾料収入
- 6 特許権等が実施許諾期間中である場合、許諾相手方の承諾の有無

別紙様式第14号

追跡調査（普及に移しうる成果・実用化しうる技術について実施）

公表 年度	担当者 (所属)	研究成果名	普及・実用 化ランク	普及・実用化の数値					普及・実用化の概要	普及・実用化へ の課題等の解析
				数値 種類	数 値	単 位	年月 期間	備考		

(注) 普及・実用化ランクについては、次から選択する。

A：普及実用化 B：普及実用化に向けた準備段階 C：活用されていない

数値欄には、具体的な普及実用化の程度を数値として記入する。

例：「実施面積」、「農家戸数」、「生産量」等、複数回答可能

備考欄には情報源を記入する。

例：「研究聞きとり情報」、「〇〇団体調べ」、「市町村調べ」、「〇〇統計」等を記入



## 平成21年度新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業委託事業 (新規課題) 実施要領

新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業委託事業のうち、平成21年度に採択された研究課題（新規課題）に係る委託事業は、本要領により実施するものとする。

### 第1 目的

食料自給率の低下、食の安全を脅かす事案の増加、農林水産物の輸出促進等の「攻めの農政」への転換、地球温暖化の進展など、政策推進に係る課題の多様化や新たに対応すべき課題に対し、産学官の研究能力を結集して、農林水産業・食品産業の生産及びこれに関連する流通、加工等の現場の技術的課題の解決に向けた実用技術の早急な開発を推進する。

### 第2 研究内容及び委託先 別紙のとおり

### 第3 事業結果の報告

本委託事業における研究受託者は、当該年度の受託に係る試験研究が終了したときは、その実績報告書を事業実施期間の最終日までに農林水産技術会議事務局長に提出するものとする。

### 第4 指導及び監督

農林水産技術会議事務局長は、本委託事業の実施につき必要な指導及び監督を行うものとする。